

賃貸住宅入居申込書

法人契約用（更新料選択タイプ）

			申込日	年	月	日
			入居希望日	年	月	日希望
物件名	号室	賃料	管理費	敷金	礼金	更新料※
		円	円	ヶ月	ヶ月	有・無
本物件所在地			駐車場賃料	敷金	礼金	駐車場
			円	ヶ月	ヶ月	要・不要
その他月額費用（ ）	その他月額費用（ ）	引落手数料	月額賃料等合計		保証会社費用	
円	円	円	円		円	
引越理由 1. 転勤 2. 就職 3. 転職 4. 結婚 5. 進学 6. 独立 7. 立退 8. 更新 9. その他（ ）						
お申込みの決めて 1. 賃料 2. 間取り 3. 交通の便 4. 周辺環境 5. 物件の設備 6. 新築・築年数 7. その他（ ）						

申 込 人	(フリガナ)						
	法人名	Ⓜ					
	契約する住所	〒	本社所在地	()			
	(フリガナ)						
	代表者	電話番号					
	代表者	FAX番号 ()					
	資本金	万円	設立	年	月	従業員数	人
業種		担当部署		担当者		担当者電話番号	()
借主代理	会社名	担当者部署			担当者		
	住所	〒	電話番号		()		
代理業務内容 (○を付けて下さい。) 申込契約手続・クレーム対応・毎月の家賃振込・更新業務・解約手続							

入 居 者 員 名	(フリガナ)								
	氏名	生年月日	S	年	月	日	年	令	才
	現住所	〒	自宅電話 ()						
	申込法人と 違う場合記載	会社名	携帯電話 ()						
		住所	〒	現在勤務先電話番号 ()					
	現在所属部署名	勤先部署名 (変更の場合のみ)							

入 居 者 名	氏名	生年月日	年令	続柄	勤務先等	電話番号
						()
						()
						()
						()

□ 連 帯 保 証 人 ・ □ 緊 急 連 絡 先	(フリガナ)										
	氏名	本人との続柄	男・女	生年月日	S	年	月	日	年	令	才
	現住所	〒	自宅電話 ()								
		自宅FAX番号 ()									
	本籍地	携帯電話 ()									
	職業	会社員 ・ 公務員 ・ 自営業 ・ その他 ()									
	(フリガナ)										
	勤務先名	会社電話 ()		勤務先所在地 〒							
	資本金	万円	業種				担当業務				
	上場 ・ 非上場	従業員	名	所属・部課	役職	勤続年数 年					
税込年収	万円	設立	持ち家 (一戸建て ・ マンション) ・ 借家 ・ 家族所有 ・ 社宅 ・ 他 ()								

仲介業者名	担当者名	電話	fax	反響元
連帯保証人確約書送信先	FAX先 () FAX番号 ()	備考		

(下記当社記載欄)

担当支店	担当者名	申込人			連帯保証人			最終決済	
		内容	確認印	日付	内容	確認印	日付	印	/
申込人連絡事項		在籍		/	在籍		/		
賃料発生日	契約来社日時	DBK		/	DBK		/	入居可能日	/ から
平成 年 月 日	月 日 時 分	TEL		/	TEL		/		
契約時必要書類 (□内にチェック)		オーナー確認		/			/		
□住民票原本 □身分証 (顔写真付) □印鑑		備考							
□銀行口座 □銀行登録印 □その他 ()									

※更新料無プランの更新料は、居室部分の賃料部分のみに適用され、駐車場や家財保険、保証会社費用等には適用されません。

※更新料無プランが無物件もありますので、申込時にご確認ください。

A-1 退去時における住宅の損耗等の復旧について

1 費用負担の一般原則について

(1) 経年変化及び通常の使用による住宅の損耗等の復旧については、賃貸人の費用負担で行い、賃借人はその費用を負担しないとされています。

(例) 壁に貼ったポスターや絵画の跡、日照などの自然現象によるクロスの変色、テレビ・冷蔵庫等の背面の電気やけ

(2) 賃借人の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など賃借人の責めに帰すべき事由による住宅の損耗があれば、賃借人は、その復旧費用を負担するとされています。

(例) 飼育ペットによる柱等キズ、引越し作業で生じたひっかきキズ、エアコンなどから水漏れし、その後放置したために生じた壁・床の腐食

A-2 当該契約における賃借人の負担内容について

(1) 修繕特約について

経年変化・自然損耗による場合を除き、全額乙の費用負担で修繕(入居中及び退室時)しなければなりません。

(乙の負担する費用)

入居期間中及び契約終了時、明渡しの際に畳・障子・襖の張替、電球・ガラス等の補修、ジュタン・クロス・塗装・建具の修繕等。

契約終了後乙は、直ちに本物件を現状に回復してこれを甲に返還しなければならない。原状回復のための作業は乙の費用負担により甲の指定する者が行う事とし、修理費用を敷金から差引きし、なお不足の場合は乙に対しその支払いを請求できる。

畳表替・障子・襖の張替え及び専門業者によるルームクリーニングは入居の長短使用の程度に拘らず全額乙の費用負担にて行う事を乙は承諾する。

その他

乙の故意又は、過失による器具設備等の故障・修理・交換も修繕義務を負う。

(2) 次に掲げる事例は、本契約上経年変化にあたりませんのでご注意ください。

- ① タバコのヤニによるクロス等の変色
② 落書き、クギ穴、ネジ穴
③ 重量物の設置による・床材等のへこみ
④ 水道パッキンの劣化
⑤ 水洗トイレのボールタップ等の調整
⑥ 電気焼け(冷蔵庫の後ろ等)
⑦ クロスのカビ
⑧ 換気扇の油汚れまた、照明器具に付いている電球、蛍光灯、グローランプ等は寿命がきましたら入居者の負担で交換してください。
- 加湿器の使用は、結露及びクロスのカビの原因になりますのでご注意ください。
- クロス等の張替は原則1室単位の張替となります。

B-1 入居中の修繕等について

1. 費用負担の一般原則について

(1) 住宅の使用及び収益に必要な修繕については、賃貸人の費用負担で行うとされています。

(例) エアコン(賃貸人所有)・給湯器・風呂釜の経年的な故障、雨漏り

(2) 入居期間中、賃借人の故意・過失や通常の使用方法に反する使用など賃借人の責めに帰すべき事由により、修繕の必要が生じた場合は、賃借人がその費用を負担する。

(例) 子供が遊んでいて誤って割った窓ガラス、お風呂の空焚きによる故障

B-2 当該契約における賃借人の負担について

2. 修繕特約について

(1) 本物件の修繕は、賃借人による人為的破損及び日常の小修繕に属するものについては、賃借人が費用負担して行う事とする。

<参考> 小修繕としては、電球・蛍光灯・給水、排水栓のパッキンの取替え(消耗品等)、建具(網戸・雨戸・扉)の立て付け調整等

(2) 上記の他はB-1(2)の一般原則に基づく費用負担とする。

平成 年 月 日

以上のとおり、説明を受け内容を確認しました。

(住所) _____

借受予定者

(氏名) _____ 印